

愛知県公契約に関する協議の場 主な発言要旨

■日 時 2025（令和7）年1月28日（火） 9時30分～11時00分
■場 所 愛知県庁本庁舎 講堂
■議 題 愛知県公契約条例の取組状況等

■主な発言

- 労務費の価格転嫁については、要請があったところにだけ価格転嫁に応じているということでは、公平ではないのではないかと思います。
- 社会的価値の実現について、会社の規模に応じて、各々少し柔軟に取り組ませていくことが望ましいと思う。特に大企業で取り組んでいくものと中小企業で取り組んでいくものは、項目の中で分けてもいいのではないかと思います。大企業、中小企業と分けるのが難しいのであれば、入札の金額に応じて、評価項目を調整してもいいと思う。
- 労務費の価格転嫁について、国が示している価格交渉に関する指針に基づいて、受託事業者側から、価格転嫁の申入れをしやすい環境を整えていくことも必要ではないかと思います。
- 賃金条項の導入について、法的な課題や事業者側の課題など、様々な課題はあるが、他の地域の導入事例を参考に検討いただくことを要望したい。
- 庁舎清掃業務において、総合評価方式を取り入れたのであれば、一番重要なサービスの質を担保できるかというところを得点にしないと価格以外は似たような得点になってしまう。品質が担保できる業者間での争いになるような入札にしていきたい。
- ビルメンテナンスの業界は人件費ウエイトが高く、安ければいいという入札が今でも多く、結果的に価格転嫁できないというようなことも多い。できれば物価スライド条項のようなことを検討してもらえるとありがたい。
- 環境の変化によって、見直していかなければならないところを総点検する必要が出てきていると思う。部分的に考えるのではなく、全体を見渡して考えるというのは大事なことである。

- 建設工事については、国の担い手三法改正などもあり、単純に価格だけではない落札決定も増えており、健全な方向に進んでいる。
- 週休2日制工事については、今年度から月単位の週休2日制など、柔軟性を持たせながら、単純に工期を延ばすだけではない、社会に還元できる取組をされており、非常によいことである。
- 市町村については、公契約に関する動きが十分ではないという声を会員からいただいている。難しいとは思いますが、県内市町村の公契約条例制定のペースが上がっていくような取組を続けていただきたい。
- 庁舎清掃業務の落札者決定基準について、標準型と簡易型を選択できる中で、各局が簡易型を選択した場合には、その理由を説明できるようにしておく必要がある。技術を評価するのは手間のかかることではあるが、簡易型に流れてしまうことがないよう注意すべきである。
- 評価項目の見直し方法について、3年連続で指標が下がっていると、何らかの手を打たなければ、指標が上がっていかないと考えられたのかと思うが、会計局が改善の取組を評価するのはなかなか大変だと思う。
- 評価項目について、長期的には何を重点評価項目としていくべきかわ変わってくる可能性がある。評価項目全体をどうマネジメントしていくかという視点も重要である。
- 業務委託における企画競争において、社会的な取組の項目があるが、全体の5%、10%ぐらいであり、ほとんど影響がなく、企画内容での勝負となっていると思われ、引き続き検討が必要である。

以上